

泉佐野市指定給水装置工事事業者 各位

泉佐野市水道事業管理者
真瀬 三智広

水道法の一部改正に伴う
指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について（通知）

平素は、本市水道事業にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年 10 月 1 日より指定の更新制が導入されました。
この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5 年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。
初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上、更新手続きをお願い致します。
なお、初回の更新手続きについては、上下水道局より事前に文書にて個別通知します。
※ 郵便の不達や未更新の方への再通知はいたしませんので、住所等が変更されている場合は、変更の手続きをお願いします。

1 有効期限及び更新期間

泉佐野市より指定を受けた日	指定の有効期限	初回更新手続きの期間 （土日祝日を除く）
平成 10 年 4 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日	令和 2 年 9 月 29 日	令和 2 年 6 月 21 日 ～ 8 月 20 日
平成 11 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日	令和 3 年 9 月 29 日	令和 3 年 6 月 21 日 ～ 8 月 20 日
平成 15 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日	令和 4 年 9 月 29 日	令和 4 年 6 月 21 日 ～ 8 月 20 日
平成 19 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	令和 5 年 9 月 29 日	令和 5 年 6 月 21 日 ～ 8 月 20 日
平成 25 年 4 月 1 日～令和 元 年 9 月 30 日	令和 6 年 9 月 29 日	令和 6 年 6 月 21 日 ～ 8 月 20 日

2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの（水道法第 25 条の 2 を準用）

- (1) 様式第 1（新規指定時の申請書と同様）
- (2) 様式第 2（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- (3) 機械器具調書
- (4) 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- (5) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の原本もしくは写し）

3 泉佐野市が確認する項目（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

【確認する内容】

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4 更新に係る事務手続き手数料（泉佐野市給水条例第 30 条による）

10,000 円

5 更新制度に関するお問い合わせ先

泉佐野市上下水道局 経営総務課 総務係
電話：072-467-2800